

# 勤労市民ニュース

平成 28 年 9 月 30 日 No.102  
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10  
電 話 0467-23-3000 内線 2402  
eメール [rousei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:rousei@city.kamakura.kanagawa.jp)  
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

平成 28 年度の神奈川県最低賃金が決定

神奈川県最低賃金 時間額 930 円!!

効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等  
雇用形態を問わず県内事業所で働くすべての労働者と  
その使用者に適用されます。

なお、精勤手当・通勤手当・家族手当、臨時に支払われる賃金等の賃金は  
最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

25 円 引上げ

【問合せ先】

神奈川県労働局労働基準部賃金室 TEL045-211-7354

これに伴い、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業所に対する支援策として、  
業務改善助成金、キャリアアップ助成金の拡充、支援用件の緩和がなされています。

## 業務改善助成金

(神奈川県には初の適用)

生産性向上のための設備投資などを行い、事業所  
内最低賃金を 60 円以上引き上げた場合、100 万円  
を上限として、設備投資等の費用の 1/2 (30 人以下  
の事業場は 3/4) の助成等が成されます。

【問合せ先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課  
TEL : 045-211-7380

## キャリアアップ助成金の拡充

(処遇改善コース)

有期契約労働者等非正規労働者の企業内での  
キャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組みを実施した  
事業主に対して助成する制度が、キャリア  
アップ助成金です。

この取組みを実施し、その基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し昇給した等の場合、  
対象労働者数に応じた額の助成などが行われます。

【問合せ先】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課  
TEL : 045-650-2801

※昨年と同様に、様々な経営・労務管理に  
関する無料相談にワンストップで応じる  
神奈川県最低賃金総合相談支援センター  
(TEL0120-641-020) が設けられています。

平成 28 年 10 月から、

社会保険の適用拡大

厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります!!

### 適用になるメリット

- ①将来もらえる年金が増えます。
- ②障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます。
- ③医療保険（健康保険）の給付も充実します。
- ④会社も保険料を支払います。
- ⑤一部の方は保険料が安くなることがあります。

### 何が変わるの？

現在、一般的に週 30 時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成 28 年 10 月からは週 20 時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます。

（※対象は従業員 501 人以上の事業所です。）

詳細：

厚生労働省



★★ 10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です ★★

### ★プラスワン休暇で連続休暇に★

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて 3 日 (2 日) + 1 日以上 of 休暇を実施しましょう。

しっかり休める職場づくりに  
取り組みましょう!!

### ★年次有給休暇取得に向けた職場づくり★

例えば、経営者の主導のもと、取得呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや労使の意識改革を促したり、労使の話し合いの機会を作り、年次有給休暇の取得状況を確認するとともに取得向上に向けた具体的な方策を話し合うなど、具体的な取り組みをしましょう。

### ★年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用★

年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度です。

導入メリット ⇒ 事業主には、労務管理がしやすく計画的な業務運営ができる。  
従業員には、ためらいを感じず、年次有給休暇を取得できる。

詳細：働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>



平成 28 年度「全国労働衛生週間」10 月に実施

# 健康職場 つくる まもるは みんなが主役

一般公募に応募のあった 203 作品の中から決定

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 67 回目になります。毎年 10 月 1 日～7 日を本週間、9 月 1 日～30 日を準備期間とし、各職場でさまざまな取組みを展開します。

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっており、このような状況を踏まえて、業務上疾病の発生を未然に防止するための取り組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身・管理監督者・産業保健スタッフが一丸となり、健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

詳細

厚生労働省



## 労働動態調査に

## ご協力をお願いします

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年 10 月 1 日現在で、「労働動態調査」を実施しています。

無作為に抽出した 1000 事業所を対象に 11 月中旬に調査票を発送し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。調査対象となりました事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、昨年の調査結果は、『鎌倉市の労働事情 平成 27 年度』として、支所等に配置しました。また、市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/roudoujijou.html> にも掲載しています。

【問合せ先】鎌倉市産業振興課 勤労者福祉担当

TEL 0467-61-3853



戸塚  
藤沢

## 障害者合同面接会

鎌倉市では、事業主の方々・地域社会の理解を深め障害者の方々の

職業的自立を図るため、ハローワーク藤沢との共催で、障害者の就職面接会を行ないます。



日時 : 平成 28 年 10 月 28 日 (金) 午後 1 時～午後 4 時  
(開場午後 0 時 30 分)

場所 : 秩父宮記念体育館 (藤沢市鶴沼東 8-2)

参加ご希望の方は、10 月 7 日(金)までに下記にお申込みください。

【申込・問合せ先】 ハローワーク藤沢 専門援助部門

TEL 0466-23-8609 46#



## 街頭労働相談会開催

鎌倉市では、神奈川県と共催して、街頭労働相談を行ないます。

残業代が支払われない、契約途中で解雇された、パートの有給休暇・保険は？ 年金について…などの相談を受けるとともに、労働問題対処ノウハウ集など資料も配布します。相談は無料・秘密厳守です。



日時：

平成 28 年 10 月 20 日（木）午後 1 時～午後 7 時

10 月 21 日（金）午後 1 時～午後 7 時

場所：大船駅ルミネウイング 3 階正面入口前

相談員：かながわ労働センター職員

社会保険労務士

※社会保険労務士による年金、社会保険等の御相談は、21 日（金）のみお受けします。

問合せ先

鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-61-3853



10 月は非正規労働者対策強化月間です。

## 職場の困りごと相談会

職場で困ったことは起きていませんか。

鎌倉市では、神奈川県かながわ労働センターと共催して、職場の困りごと相談会を行ないます。退職、解雇、賃金、労働時間等の労働条件についての相談を受けるとともに労働手帳などの資料も配布します。相談無料・秘密厳守です。



日時：平成 28 年 10 月 12 日（水）

午前 10 時～午後 4 時

場所：鎌倉市役所 1 階 ロビー

相談員：かながわ労働センター職員

問合せ先

鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-61-3853



## 各種相談

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐら毎月 1 日号に掲載しています。電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。

予約・申込み：鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-61-3853(直通) (予約受付は原則前月 20 日から)

### メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。

市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html> から相談を。

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

### 労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が回答いたします。

### 労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。

### メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが応じます。

### 就職支援相談

キャリアコンサルタントによる個別相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子さまの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。